

藤沢市一般介護予防事業
転倒予防講座 業務委託仕様書

1 目的

介護保険法における地域支援事業の一般介護予防事業として、市内在住の高齢者を対象に介護予防の知識と継続的な生活機能の改善の手法について広く普及・啓発することにより、高齢者が身近な地域で自ら介護予防に取り組み、要支援若しくは要介護状態となることの予防又は重症化予防を目的とする。

2 委託業務

転倒予防講座の実施・運営

3 委託期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

4 資格条件

別紙「条件明示書」のとおり

5 実施内容

(1) 実施回数・定員数

ア 「転倒予防講座」（以下、講座という）は、1回90分程度の講座を、市が確保した会場で、年間計26回開催する。開催時期については事前に市と協議することとする。1回の定員は20名とする。

イ 最低実施人数は3人とし、講座実施3日前までに参加予定人数が3人未満の場合は、事前に市と協議すること。

(2) 対象者

講座の対象者は、転倒しやすくなった、転倒に対する不安がある市内在住の65歳以上の高齢者【要介護（1から5）認定者を除く】とし、新規者が参加できるよう配慮するものとする。

(3) 募集・受付

募集、受付は受託者が行い、1回ごとに周知、募集をすること。受付の際には、運動を安全に実施できるよう氏名、住所、電話、生年月日、身体状況、介護保険認定状況などの情報と、運動制限の有無、緊急連絡先等について聞き取りを行う。申込先の電話は、受付時間中に職員が不在となった場合に留守番電話で折り返し連絡する旨を案内する等、申込の受付に対応できる体制を整えるようにしておくこと。

(4) 講座の内容

ア～カの内容について、各回実施する。

ア 転倒を予防するために必要な知識の獲得（講話）

（ア） 転倒と健康の関連

（イ） 加齢変化による身体機能の低下や疾病、薬の影響等の転倒要因について

（ウ） 日常生活の中で、転倒が起きやすい場所や状況についての情報提供

（エ） 転ばないための日常生活のポイント（家屋内の環境調整など）

（オ） 転倒・骨折予防のための生活習慣の改善について（食事など）

（カ） 安全に体を動かすための頻度や強度、回数等の注意点について

イ 転倒予防のための運動実践

転倒予防に効果的なバランス運動、筋力強化運動、柔軟性に関する運動などを実践する。参加者の身体状況にあわせ、座位や立位による運動を組み合わせて行う。また、自宅で継続して実施できるよう市で用意するリーフレットや受託者が用意する資料等を活用し、助言を行う。

運動実践については、厚生労働省が作成した「介護予防マニュアル（第4版）」等を参考する。

ウ 体力測定

体力テスト（握力、CS30、TUG）を実施する。また、結果を本人に返し、運動習慣の定着を目的としたアドバイスを行う。

エ 運動継続に向けた支援

市からの情報提供のあった地域情報や介護予防事業について周知を行うこととする。

オ アンケートの実施

参加者に講座の内容等についてのアンケート（市の指定様式）を実施し、その結果を市に報告するとともに次回の講座に活用することとする。

カ フレイルチェックの実施

参加者に対し、フレイルチェックを実施すること。

6 安全への配慮

安全に配慮し、運動前の血圧測定（血圧計を会場に設置）や脈拍、体調等の自己チェックを実施し、教室開始前に身体状況を確認するとともに、自宅でも運動前に自己チェックできるように指導する。また教室の中で運動痛の様子等に注意し、安全管理に努め実施する。

7 地域包括支援センター等との連携

参加者に心身の健康の保持及び生活の安定のために援助が必要な方を把握した場合は、本人同意の上、地域包括支援センター等と連携する。

8 実施方法

- (1) 受託者は、事業の実施にあたっては、本業務に関する委託契約及び本仕様書に基づき実施するものとする。なお、定めのない事項については委託者と協議するものとする。
- (2) 受託者は、この仕様書に定めるもののほか、委託者の定めた「藤沢市一般介護予防事業実施要綱」に従い事業等を実施するものとする。
- (3) 実施場所
ア 講座実施会場については、市と協議のうえ決定し、市が会場の確保を行うものとする。
- (4) 広報・周知等
ア 受託者は、配布用チラシを300枚作成・印刷し、市民及び関係機関等へ広く周知、募集し、広報への掲載を行うものとする。またチラシには「藤沢市一般介護予防事業」を記載し、事業名、事業日時、申し込み開始日時、申し込み連絡先、会場名、会場地図、服装・持ち物等注意事項を記載し、事前に市に確認を得るものとする。また市役所施設への掲示、広報への掲載については、市が協力するものとする。なお、作成したチラシデータは市へ提供するものとする。
イ 参加の募集・受付は、受託者が実施し、参加者名簿（氏名、生年月日、住所、電話番号、介護保険認定状況、運動制限の有無、緊急連絡先等）を作成すること。また、参加者名簿及び出欠席表は、講座終了後に市へ提出することとする。
- (5) 参加費等
参加費は無料とし、参加者からの利用料等は徴収しないものとする。
- (6) 安全管理体制
ア 受託者は、業務を安全に実施するために、講座実施時に適した環境を整備するとともに、事故や災害等の有事に際して速やかに対応できるよう、マニュアルを作成し、事前に市に提出することとする。
なお、安全管理マニュアルには、次の内容を含めるものとする。
① 実施前の完全管理（感染症予防対策、参加者・従事者の健康確認）
② 緊急時の危機管理（緊急時連絡体制、緊急時の対応手順）
③ 自然災害時の対応（地震、火災、水害）
イ 受託者は、事業開催中に事故等が起きた場合は、速やかに市へ連絡するとともに、指定の書面にて報告するものとする。
ウ 参加者に対する損害賠償保険については委託者が加入するものとする。
- (7) その他
受託者は感染症予防対策に努めること。

9 責任者の指定

- (1) 受託者は、受託業務管理責任者を定め、書面により市長に通知すること

とする。

- (2) 受託業務管理責任者は、委託業務の執行に関する管理責任を負うものとする。

10 業務従事者

- (1) 受託者は、従事者を定め、書面により提出するものとする。
- (2) 業務に従事する者は、理学療法士又は運動指導員の資格*を必須とし、事前に有資格者の場合資格証の写しを提出するものとする。

安全管理上、定員20名に対し必ず2名の人員を配置する。定員数や内容によって安全を確保できる人員数を増員配置できることとし、増員については委託者と事前に協議する。

*運動指導員の資格者については条件明示書のとおりとする。

11 業務実施報告

- (1) 受託者は、委託業務実施後、「藤沢市一般介護予防事業実施要綱」に定める様式により、委託者に事業実績報告をするものとする。
- (2) 事業実績報告は、講座毎の報告とし、業務完了後速やかに次の書類を提出するものとする。

ア 一般介護予防事業 事業実績報告書

イ 参加者名簿（氏名、生年月日、住所、電話番号、介護認定状況）及び出欠席簿

ウ 体力テスト結果（任意の書式で一覧にしたもの）

エ フレイルチェック結果まとめ（任意の書式で一覧にしたもの）

オ 講座の内容等についてのアンケートの集計結果 ※原紙は不要

- (3) 年に2回ほど市側との打ち合わせを設け、講座の実施状況等、情報交換を行うこと。

12 個人情報等の取り扱い

受託者は、別紙「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」の内容を遵守するものとする。

13 委託料

- (1) 委託料は、人件費、事務管理費、消耗品費で構成する。
- (2) 委託料の支払いは、2回の部分完了払いとする。
- (3) 契約金額（及び部分払金）に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日（及び部分完了日）における消費税法及び地方税法の税率が適用される。

14 再委託の禁止

業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

15 その他

- (1) 受託者は善良な管理のもとに委託業務に努めるものとする。
- (2) 委託者はその必要があると認めたときは、業務の履行状況について報告を求め、又は委託業務の実施状況について調査し、必要な指示をすることができるものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行上発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、委託者から必要な指示を受け、自己の責任において処理し、損害を負担しなければならない。ただし、その損害が委託者の責任に帰する理由の場合においてはこの限りではない。
- (4) 業務実施にあたっては、藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。
- (5) 受託者は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に定めるもののほか、藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条及び第5条の趣旨並びに藤沢市サポートブックの内容を踏まえ、障がい者に対する適切な対応を行うこと。

以上

条件明示書

藤沢市一般介護予防事業「転倒予防講座」業務は、高齢期に増える転倒・骨折の予防・啓発を目的とする事業であることから、高齢者の身体的特徴を理解し、専門的な知識・対応を必要とするため、本業務を委託するにあたって、受託者は次の条件を満たすこと。なお、2及び3の条件については契約時に確認するものとする。

1. 地方公共団体の委託で、一般介護予防事業又は健康増進事業（地域の介護予防や高齢者の健康づくりの講座等）で65歳以上の高齢者対象の講座を、令和元年度以降に実施した実績があること。
2. 業務に従事する者は、理学療法士又は運動指導員*の資格を持つ者とする。なお、これらの有資格者は、事業実施前までに資格証の写しを提出するものとする。

*運動指導員とは、健康運動指導士、健康運動実践指導者、介護予防運動指導員その他委託者が認めた運動指導従事者とする。

3. 市内又は県内に事務所又は施設を有し、本事業に関する対応窓口をその場所に有すること。対応窓口とは本業務委託に関する調整及び事故発生時等に連絡がつき、状況の確認等の対応を行う部門または担当者を設置・配置することを指す。

以上